

写

食安発第1127001号
平成20年11月27日

各 都道府県知事
保健所設置市長
特別区長 殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部長

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件について

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（平成20年厚生労働省告示第529号）が本日公布され、これにより食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）の一部が下記のとおり改正されたので、その運用に遺憾なきよう取り計られたい。

また、当該改正の内容につき、関係者への周知方よろしくお願ひする。

記

第1 改正の概要

食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下「法」という。）第11条第1項の規定に基づき、農薬エスプロカルブ、クロルフェナピル、シエノピラフェン、ジチオピル、シラフルオフェン、チオベンカルブ及びピリフタリドについて、農産食品等に係る残留基準値を設定したこと（別紙参照）。

第2 施行・適用期日

公布日から適用されることである。ただし、残留基準値を改正するもののうち、下表の農薬等ごとに掲げる食品に係る残留基準値については、平成21年5月27日から適用されること。

農薬	食品
エスプロカルブ	米
クロルフェナピル	米、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし、そば、その他の穀類、小豆類、えんどう、そら豆、らつかせい、その他の豆類、ばれいしょ、さといも類、かんしょ、やまいも、こんにゃくいも、その他のいも類、西洋わさび、クレソン、キャベツ、芽キャベツ、カリフラワー、ブロッコリー、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、たまねぎ、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ、その他のゆり科野菜、にんじん、パースニップ、パセリ、その他のせり科野菜、トマト、かぼちゃ、すいか、メロン類果実、まくわうり、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しうが、未成熟いんげん、えだまめ、マッシュルーム、しいたけ、その他のきのこ類、その他の野菜、その他のかんきつ類果実、マルメロ、もも、あんず、すもも、うめ、おうとう、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー、ハックルベリー、その他のベリー類果実、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし、その他の果実、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド、くるみ、その他のナッツ類、茶、ホップ、牛の筋肉、豚の筋肉及びその他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉
ジチオピル	米
シラフルオフェン	米、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし、そば、その他の穀類、小豆類、えんどう、そら豆、らつかせい、その他の豆類、ばれいしょ、さといも類、やまいも、こんにゃくいも、その他のいも類、てんさい、さとうきび、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー、その他のあぶらな科野菜、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス、その他のきく科野菜、たまねぎ、ねぎ、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ、その他のゆり科野菜、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、その他のせり科野菜、トマト、ピーマン、なす、その他のなす科野菜、きゅうり、かぼちゃ、しろうり、すいか、メロン類果実、まくわうり、その他のうり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、マッシュルーム、しいたけ、その他のきのこ類、その他の野菜、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム、その他のかんきつ類果実、

	りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー、ハックルベリー、その他のベリー類果実、ぶどう、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし、その他の果実、ひまわりの種子、ごまの種子、べにばなの種子、綿実、なたね、その他のオイルシード、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド、くるみ、その他のナッツ類、コーヒー豆、カカオ豆、ホップ及びその他のハーブ
チオベンカルブ	小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし、そば、その他の穀類、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らつかせい、その他の豆類、ばれいしょ、かんしょ、やまいも、こんにゃくいも、その他のいも類、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー、その他のあぶらな科野菜、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、その他のきく科野菜、たまねぎ、ねぎ、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ、その他のゆり科野菜、にんじん、パースニップ、パセリ、みつば、その他のせり科野菜、トマト、ピーマン、なす、その他のなす科野菜、きゅうり、かぼちゃ、しろうり、その他のうり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しようが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、マッシュルーム、しいたけ、その他のきのこ類、その他の野菜、その他のスパイス、その他のハーブ、牛の筋肉、豚の筋肉、その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉、牛の脂肪、豚の脂肪、その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪、牛の肝臓、豚の肝臓、その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓、牛の腎臓、豚の腎臓、その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓、牛の食用部分、豚の食用部分、その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分、乳、鶏の筋肉、その他の家きんの筋肉、鶏の脂肪、その他の家きんの脂肪、鶏の肝臓、その他の家きんの肝臓、鶏の腎臓、その他の家きんの腎臓、鶏の食用部分、その他の家きんの食用部分、鶏の卵及びその他の家きんの卵
ピリフタリド	米

第3 その他

法に基づく残留基準値の設定に合わせ、農薬取締法（昭和23年法律第8

2号)に基づくシラノピラフェンの農薬としての登録並びにクロルフェナピル及びシラフルオフェンに係る適用拡大のための変更登録が農林水産省において行われること。なお、エスプロカルブ、シェノピラフェン、ジチオピル及びシラフルオフェンの試験法については、後日、通知することとしていること。

別紙

エスプロカルブ(除草剤)

食品名	残留基準値 (改正後) ppm	現行基準 (改正前) ppm
米	● 0.02	0.1
魚介類	○ 0.2	

クロルフェナピル(殺虫剤)

食品名	残留基準値 (改正後) ppm	現行基準 (改正前) ppm
米	●	0.05
小麦	●	0.05
大麦	●	0.05
ライ麦	●	0.05
どうもろこし	●	0.05
そば	●	0.05
その他の穀類 ¹	●	0.05
小豆類 ²	●	0.05
えんどう	●	0.1
そら豆	●	0.1
らつかせい	●	0.1
その他の豆類 ³	●	0.1
ばれいしょ	●	0.1
さといも類	●	0.1
かんしょ	●	0.1
やまいも	●	0.1
こんにゃくいも	●	0.1
その他のいも類 ⁴	●	0.1
てんさい	○ 0.5	0.5
だいこん類の根	○ 0.1	0.1
だいこん類の葉	○ 3	3
かぶ類の根	○ 0.2	0.1
かぶ類の葉	○ 15	3
西洋わさび	●	0.1
クレソン	●	3
はくさい	○ 1	1
キャベツ	● 0.7	1
芽キャベツ	● 0.3	1
ケール	○ 10	3
こまつな	○ 5	3
きょうな	○ 10	3
チングンサイ	○ 10	3
カリフラワー	● 1	3
ブロッコリー	● 1	3
その他のあぶらな科野菜 ⁵	○ 10	3

クロルフェナピル(つづき)

食品名	残留基準値 (改正後) ppm	現行基準 (改正前) ppm
ごぼう	●	0.1
サルシフィー	●	0.1
アーティチョーク	●	3
チコリ	●	3
エンダイブ	●	3
しゅんぎく	●	3
レタス	○ 20	3
その他のきく科野菜 ⁶	○ 20	3
たまねぎ	●	0.05
ねぎ	○ 3	3
にんにく	●	0.05
にら	●	3
アスパラガス	● 0.5	3
わけぎ	●	3
その他のゆり科野菜 ⁷	● 0.7	3
にんじん	●	0.1
パースニップ	●	0.1
パセリ	●	3
セロリ	○ 3	3
みつば	○ 3	3
その他のせり科野菜 ⁸	● 2	3
トマト	● 1.0	1
ピーマン	○ 1	1
なす	○ 1	1
その他のなす科野菜 ⁹	○ 5	1
きゅうり	○ 1	1
かぼちゃ	● 0.5	1
しろうり	○ 1	1
すいか	● 0.05	0.1
メロン類果実	●	0.1
まくわうり	●	0.1
その他のうり科野菜 ¹⁰	○ 1	1
ほうれんそう	●	3
たけのこ	●	0.1
オクラ	● 0.7	1
しようが	●	0.1
未成熟えんどう	○ 2	0.05
未成熟いんげん	●	0.05
えだまめ	●	0.05
マッシュルーム	●	0.05
しいたけ	●	0.05
その他のきのこ類 ¹¹	●	0.05
その他の野菜 ¹²	● 2	3

クロルフェナピル(つづき)

食品名	残留基準値 (改正後) ppm	現行基準 (改正前) ppm
みかん	○ 0.5	0.5
なつみかんの果実全体	○ 2	2
レモン	○ 2	2
オレンジ	○ 2	2
グレープフルーツ	○ 2	2
ライム	○ 2	2
その他のかんきつ類果実 ¹³	● 2	5
りんご	○ 2	1
日本なし	○ 1	1
西洋なし	○ 1	1
マルメロ	● 0.5	1
びわ	○ 0.5	0.1
もも	● 0.05	0.1
ネクタリン	○ 1	1
あんず	●	5
すもも	●	5
うめ	●	5
とうとう	● 1	5
いちご	○ 5	0.2
ラズベリー	●	5
ブラックベリー	●	5
ブルーベリー	●	5
クランベリー	●	5
ハックルベリー	●	5
その他ベリー類果実 ¹⁴	●	5
ぶどう	○ 5	5
かき	○ 1	1
バナナ	○ 2	1
キウイ	●	0.1
パパイヤ	●	1
アボカド	●	1
パイナップル	●	1
グアバ	●	1
マンゴー	● 0.3	1
パッションフルーツ	●	1
なつめやし	●	5
その他果実 ¹⁵	● 2	5
綿実	○ 0.5	0.5
ぎんなん	●	0.05
くり	●	0.05
ペカン	●	0.05
アーモンド	●	0.05
くるみ	●	0.05
その他ナッツ類 ¹⁷	●	0.05
茶	● 40	50
ホップ	●	0.1

クロルフェナピル(つづき)

食品名	残留基準値 (改正後) ppm	現行基準 (改正前) ppm
その他のスパイス ¹⁸	○ 10	5
その他のハーブ ¹⁹	○ 10	3
牛の筋肉	● 0.01	0.05
豚の筋肉	● 0.01	0.05
他の陸棲哺乳類に属する動物 ²⁰ の筋肉	● 0.01	0.05
牛の脂肪	○ 0.05	0.05
豚の脂肪	○ 0.05	0.05
他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	○ 0.05	0.05
牛の肝臓	○ 0.05	0.05
豚の肝臓	○ 0.05	0.05
他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	○ 0.05	0.05
牛の腎臓	○ 0.05	0.05
豚の腎臓	○ 0.05	0.05
他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	○ 0.05	0.05
牛の食用部分	○ 0.05	0.05
豚の食用部分	○ 0.05	0.05
他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	○ 0.05	0.05
乳	○ 0.01	0.01
鶏の筋肉	○ 0.01	0.01
他の家きん ²¹ の筋肉	○ 0.01	0.01
鶏の脂肪	○ 0.01	0.01
他の家きんの脂肪	○ 0.01	0.01
鶏の肝臓	○ 0.01	0.01
他の家きんの肝臓	○ 0.01	0.01
鶏の腎臓	○ 0.01	0.01
他の家きんの腎臓	○ 0.01	0.01
鶏の食用部分	○ 0.01	0.01
他の家きんの食用部分	○ 0.01	0.01
鶏の卵	○ 0.01	0.01
他の家きんの卵	○ 0.01	0.01

シエノピラフェン(殺虫剤)

食品名	残留基準値 (改正後) ppm	現行基準 (改正前) ppm
なす	○ 0.7	
すいか	○ 0.05	
みかん なつみかんの果実全体	○ 0.05 ○ 2	
レモン	○ 2	
オレンジ	○ 2	
グレープフルーツ	○ 2	
ライム	○ 2	
その他のかんきつ類果実 ¹³	○ 2	
りんご	○ 2	
日本なし	○ 2	
西洋なし	○ 2	
もも	○ 0.1	
とうとう	○ 2	
いちご	○ 2	
茶	○ 60	
その他のスパイス ¹⁸	○ 10	

ジチオピル(除草剤)

食品名	残留基準値 (改正後) ppm	現行基準 (改正前) ppm
米	● 0.01	0.1
魚介類	○ 0.2	

シラフルオフェン(殺虫剤)

食品名	残留基準値 (改正後) ppm	現行基準 (改正前) ppm
米	● 0.3	0.5
小麦	●	0.05
大麦	●	0.05
ライ麦	●	0.05
とうもろこし	●	0.05
そば	●	0.05
その他の穀類 ¹	●	0.05
大豆	○ 0.1	0.1
小豆類 ²	●	0.05
えんどう	●	0.05
そら豆	●	0.05
らつかせい	●	0.05
その他の豆類 ³	●	0.05

シラフルオフェン(つづき)

食品名	残留基準値 (改正後) ppm	現行基準 (改正前) ppm
ばれいしょ	●	0.1
さといも類	●	0.1
かんしょ	○	0.1
やまいも	●	0.1
こんにゃくいも	●	0.1
その他のいも類 ⁴	●	0.1
てんさい	●	0.05
さとうきび	●	0.05
だいこん類の根	●	0.05
だいこん類の葉	●	0.05
かぶ類の根	●	0.05
かぶ類の葉	●	0.05
西洋わさび	●	0.05
クレソン	●	0.05
はくさい	●	0.05
キャベツ	●	0.05
芽キャベツ	●	0.05
ケール	●	0.05
こまつな	●	0.05
きょうな	●	0.05
チングンサイ	●	0.05
カリフラワー	●	0.05
ブロッコリー	●	0.05
その他のあぶらな科野菜 ⁵	●	0.05
ごぼう	●	0.05
サルシフィー	●	0.05
アーティチョーク	●	0.05
チコリ	●	0.05
エンダイブ	●	0.05
しゅんぎく	●	0.05
レタス	●	0.05
その他のきく科野菜 ⁶	●	0.05
たまねぎ	●	0.05
ねぎ	●	0.05
にんにく	●	0.05
にら	●	0.05
アスパラガス	●	0.05
わけぎ	●	0.05
その他のゆり科野菜 ⁷	●	0.05
にんじん	●	0.05
パースニップ ⁸	●	0.05
パセリ	●	0.05
セロリ	●	0.05
みつば	●	0.05
その他のせり科野菜 ⁸	●	0.05

シラフルオフェン(つづき)

食品名	残留基準値 (改正後) ppm	現行基準 (改正前) ppm
トマト	●	0.05
ピーマン	●	0.05
なす	●	0.05
その他のなす科野菜 ⁹	●	0.05
きゅうり	●	0.05
かぼちゃ	●	0.05
しろうり	●	0.05
すいか	●	0.05
メロン類果実	●	0.05
まくわうり	●	0.05
その他のうり科野菜 ¹⁰	●	0.05
ほうれんそう	●	0.05
たけのこ	●	0.05
オクラ	●	0.05
しようが	●	0.05
未成熟えんどう	●	2
未成熟いんげん	●	2
えだまめ	○ 2	2
マッシュルーム	●	0.05
しいたけ	●	0.05
その他のきのこ類 ¹¹	●	0.05
その他の野菜 ¹²	● 0.1	2
みかん	○ 0.2	0.2
なつみかんの果実全体	● 3	5
レモン	● 3	5
オレンジ	● 3	5
グレープフルーツ	● 3	5
ライム	● 3	5
その他のかんきつ類果実 ¹³	● 3	5
りんご	● 3	5
日本なし	● 1	2
西洋なし	● 1	2
マルメロ		5
びわ		0.05
もも	○ 0.1	0.05
ネクタリン	●	5
あんず	●	0.05
すもも	●	0.05
うめ	●	0.05
おうとう	●	0.05

シラフルオフェン(つづき)

食品名	残留基準値 (改正後) ppm	現行基準 (改正前) ppm
いちご	●	0.05
ラズベリー	●	0.05
ブラックベリー	●	0.05
ブルーベリー	●	0.05
クランベリー	●	0.05
ハックルベリー	●	0.05
その他のベリー類果実 ¹⁴	●	0.05
ぶどう	●	0.05
かき	○ 2	2
バナナ	●	5
キウイ	●	0.05
パパイヤ	●	5
アボカド	●	5
パインアップル	●	5
グアバ	●	5
マンゴー	●	5
パッションフルーツ	●	5
なつめやし	●	0.05
その他の果実 ¹⁵	●	5
ひまわりの種子	●	0.05
ごまの種子	●	0.05
べにばなの種子	●	0.05
綿実	●	0.05
なたね	●	0.05
その他のオイルシード ¹⁶	●	0.05
ぎんなん	●	0.05
くり	●	0.05
ペカン	●	0.05
アーモンド	●	0.05
くるみ	●	0.05
その他のナッツ類 ¹⁷	●	0.05
茶	○ 35	35
コーヒー豆	●	0.05
カカオ豆	●	0.05
ホップ	●	0.05
その他のスパイス ¹⁸	○ 10	5
その他のハーブ ¹⁹	●	2
魚介類	○ 0.4	

チオベンカルブ(除草剤)

食品名	残留基準値 (改正後) ppm	現行基準 (改正前) ppm
米	○ 0.2	0.2
小麦	● 0.05	0.1
大麦	● 0.05	0.1
ライ麦	● 0.05	0.1
とうもろこし	● 0.03	0.1
そば	●	0.1
その他の穀類 ¹	● 0.05	0.1
大豆	● 0.02	0.2
小豆類 ²	● 0.1	0.2
えんどう	●	0.2
そら豆	●	0.2
らつかせい	● 0.05	0.2
その他の豆類 ³	●	0.2
ばれいしょ	● 0.02	0.05
さといも類	○ 0.05	0.05
かんしょ	●	0.05
やまいも	●	0.05
こんにゃくいも	●	0.05
その他のいも類 ⁴	●	0.05
だいこん類の根	●	0.2
だいこん類の葉	●	0.2
かぶ類の根	●	0.2
かぶ類の葉	●	0.2
西洋わさび	●	0.2
クレソン	●	0.2
はくさい	●	0.2
キャベツ	●	0.2
芽キャベツ	●	0.2
ケール	●	0.2
こまつな	●	0.2
きょうな	●	0.2
チンゲンサイ	●	0.2
カリフラワー	●	0.2
ブロッコリー	●	0.2
その他のあぶらな科野菜 ⁵	●	0.2
ごぼう	●	0.2
サルシフィー	●	0.2
アーティチョーク	●	0.2
チコリ	●	0.2
エンダイブ	●	0.2
しゅんぎく	●	0.2
レタス	○ 0.2	0.2
その他のきく科野菜 ⁶	●	0.2

チオベンカルブ(つづき)

食品名	残留基準値 (改正後) ppm	現行基準 (改正前) ppm
たまねぎ	● 0.02	0.2
ねぎ	● 0.02	0.2
にんにく	●	0.2
にら	●	0.2
アスパラガス	●	0.2
わけぎ	●	0.2
その他のゆり科野菜 ⁷	●	0.2
にんじん	● 0.02	0.2
パースニップ ⁸	●	0.2
パセリ	●	0.2
セロリ	○ 0.2	0.2
みつば	●	0.2
その他のせり科野菜 ⁸	●	0.2
トマト	●	0.2
ピーマン	●	0.2
なす	●	0.2
その他のなす科野菜 ⁹	●	0.2
きゅうり	●	0.2
かぼちゃ	●	0.2
しろうり	●	0.2
その他のうり科野菜 ¹⁰	●	0.2
ほうれんそう	●	0.2
たけのこ	●	0.2
オクラ	●	0.2
しようが	●	0.2
未成熟えんどう	●	0.2
未成熟いんげん	●	0.2
えだまめ	● 0.03	0.2
マッシュルーム	●	0.2
しいたけ	●	0.2
その他のきのこ類 ¹¹	●	0.2
その他の野菜 ¹²	●	0.2
その他のスパイス ¹⁸	●	0.2
その他のハーブ ¹⁹	●	0.2
牛の筋肉	● 0.01	0.2
豚の筋肉	● 0.01	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ²⁰ の筋肉	● 0.01	0.2
牛の脂肪	● 0.01	0.2
豚の脂肪	● 0.01	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	● 0.01	0.2
牛の肝臓	● 0.01	0.2
豚の肝臓	● 0.01	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	● 0.01	0.2

チオベンカルブ(つづき)

食品名	残留基準値 (改正後) ppm	現行基準 (改正前) ppm
牛の腎臓	● 0.01	0.2
豚の腎臓	● 0.01	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	● 0.01	0.2
牛の食用部分	● 0.01	0.2
豚の食用部分	● 0.01	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	● 0.01	0.2
乳	● 0.01	0.05
鶏の筋肉	● 0.03	0.2
その他の家きん ²¹ の筋肉	● 0.03	0.2
鶏の脂肪	● 0.03	0.2
その他の家きんの脂肪	● 0.03	0.2
鶏の肝臓	● 0.03	0.2
その他の家きんの肝臓	● 0.03	0.2
鶏の腎臓	● 0.03	0.2
その他の家きんの腎臓	● 0.03	0.2
鶏の食用部分	● 0.03	0.2
その他の家きんの食用部分	● 0.03	0.2
鶏の卵	● 0.03	0.2
その他の家きんの卵	● 0.03	0.2
魚介類(貝類に限る。)	○ 0.5	
魚介類(貝類を除く。)	○ 0.02	

ピリフタリド(除草剤)

食品名	残留基準値 (改正後) ppm	現行基準 (改正前) ppm
米	● 0.02	0.1

参考

○:平成20年11月27日施行

●:平成21年5月27日施行

残留基準値(改正後)の欄に記載のない食品及び表中にはない食品については、一律基準(0.01ppm)が適用される。

- 「その他の穀類」とは、穀類のうち、米、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。
- いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズを含む。
- 「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らつかせい及びスペイス以外のものをいう。
- 「その他のいも類」とは、いも類のうち、ばれいしょ、さといも類、かんしょ、やまいも及びこんにゃくいも以外のものをいう。

5. 「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー／ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。
6. 「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス及びハーブ以外のものをいう。
7. 「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。
8. 「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スペイス及びハーブ以外のものをいう。
9. 「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。
10. 「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり、かぼちゃ、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。
11. 「その他のきのこ類」とは、きのこ類のうち、マッシュルーム及びしいたけ以外のものをいう。
12. 「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しようが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スペイス及びハーブ以外のものをいう。
13. 「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスペイス以外のものをいう。
14. 「その他のベリー類」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。
15. 「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、バイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスペイス以外のものをいう。
16. 「その他のオイルシード」とは、オイルシードのうち、ひまわりの種子、ごまの種子、べにばなの種子、綿実、なたね及びスペイス以外のものをいう。
17. 「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、きんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。
18. 「その他のスペイス」とは、スペイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しようが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。
19. 「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。
20. 「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。
21. 「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。